

# 野外に放さないで！

次の11種類の移入種(外来種)を野外に放つことは地域の生態系に影響を与えるおそれがあるため条例により禁止されています。

(動物) アカミミガメ ワニガメ オヤニラミ カラドジョウ  
ナイルティラピア スクミリンゴガイ

(植物) スイレン属(ヒツジグサを除く。) ハゴロモモ  
ハビコリハコベ(園芸名：グロツソスティグマ)  
ナガバオモダカ キショウブ

このほか、外来生物法(※1)により、オオクチバス、アライグマ、オオキンケイギク等の97種類(※2)が特定外来生物として、飼育、栽培、野外への放逐等が規制されています。

(※1)特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律

関連 URL <http://www.env.go.jp/nature/intro/>

(※2)平成22年3月31日現在

どんな生きものでも、飼育しているものをみだりに野外に放つことはやめましょう。

- 環境美化のつもりで行われることのある、ため池や中小河川などへのコイの放流は、コイが他の魚や貝、水草を食べてしまうことなどにより、多くの場合それらの生態系に著しい悪影響を与えます。
- ゼニガメとして流通しているクサガメを野外に放すことは、もともと県内にいる野生のクサガメやその仲間に悪影響を与えるおそれがあります。